

香川県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

## 香川県規則第8号

香川県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

香川県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年香川県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(貸付資格認定及び貸付けの申請等)</p> <p>第6条 <u>貸付資格の認定</u>を受けようとする者は、<u>沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書（以下「認定申請書」という。）（第1号様式）及び沿岸漁業改善資金貸付申請書（第2号様式）（以下「貸付申請書」という。）</u>に<u>経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画を記載した書類（以下「事業計画書」という。）</u>その他知事が別に定める書類を添えて、その住所地（貸付けを受けようとする者が認定中小企業者又は促進事業者である場合にあつては、当該申請者に係る認定農商工等連携事業又は認定総合化事業を行う沿岸漁業従事者等の住所地）を地区内に含む水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第2条に規定する漁業協同組合（以下「漁協」という。）を経由して知事に提出しなければならない。</p> <p>2 漁協は、前項の規定により<u>認定申請書及び貸付申請書（事業計画書及び知事が別に定める書類を含む。以下次条において同じ。）</u>が提出されたときは、速やかに知事に送付するものとする。</p> <p>(貸付資格認定及び貸付けの決定等)</p> <p>第7条 知事は、前条の規定により<u>認定申請書及び貸付申請書</u>が提出されたときは、法第8条に規定する貸付けを行う場合に該当するかどうかを審査し、貸付けを行うことが適当であると認めるときは、<u>貸付資格の認定及び貸付け</u>を決定し、その内容を当該<u>貸付資格の認定及び貸付けの申請</u>をした者に通知するものとする。<u>貸付資格の認定及び貸付け</u>をしないと決定したときも、同様とする。</p> <p>(借用証書)</p> <p>第8条 前条の規定により貸付けの決定の通知を受けた者は、知事の指定す</p>	<p>(貸付けの申請)</p> <p>第6条 <u>貸付け</u>を受けようとする者は、沿岸漁業改善資金貸付申請書（第1号様式）に知事が別に定める書類を添えて、その住所地（貸付けを受けようとする者が認定中小企業者又は促進事業者である場合にあつては、当該申請者に係る認定農商工等連携事業又は認定総合化事業を行う沿岸漁業従事者等の住所地）を地区内に含む水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第2条に規定する漁業協同組合（以下「漁協」という。）を経由して知事に提出しなければならない。</p> <p>2 漁協は、前項の規定により<u>申請書</u>が提出されたときは、速やかに知事に送付するものとする。</p> <p>(貸付けの決定等)</p> <p>第7条 知事は、前条の規定により<u>申請書</u>が提出されたときは、法第8条に規定する貸付けを行う場合に該当するかどうかを審査し、貸付けを行うことが適当であると認めるときは、貸付けを決定し、その内容を当該貸付けの申請をした者に通知するものとする。貸付けをしないと決定したときも、同様とする。</p> <p>(借用証書)</p> <p>第8条 前条の規定により貸付けの決定の通知を受けた者は、知事の指定す</p>

る日までに沿岸漁業改善資金借用証書（第3号様式）を漁協及び香川県信用漁業協同組合連合会（以下「信漁連」という。）を経由して知事に提出しなければならない。

（事業完了報告書）

#### 第9条 略

- 2 借受者は、事業が完了したときは、沿岸漁業改善資金事業完了報告書（第4号様式）に知事が必要と認めた書類を添えて、当該事業が完了した日から20日以内に漁協を経由して知事に提出しなければならない。
- 3 沿岸漁業改善資金事業完了報告書に基づく事業実施の結果が貸付けの目的に適合していないと知事が認めて必要な指示をした場合は、借受者は、その指示に従わなければならない。

（貸付資格認定及び貸付けの取消し）

第10条 知事は、貸付決定から事業が完了するまでの間に、経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画が達成できない見込みとなった場合は、当該計画に係る貸付資格の認定及び貸付けの決定を取り消すものとし、取消しについて借受者に通知するとともに、期限前償還等の所定の手続を行わなければならないものとする。

#### 第11条 略

（期限前償還）

- 第12条 知事は、借受者が次の各号の一に該当する場合には、いつでも貸付金の全部又は一部につき、期限を示して期限前償還を請求できるものとする。
- （1）貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
  - （2）償還金の支払いを怠ったとき。
  - （3）前2号に掲げる場合のほか、正当な理由がなく貸付けの条件に違反したとき。

（支払の猶予の申請）

第13条 法第10条の規定による償還金の支払の猶予を申請しようとする者は、沿岸漁業改善資金支払猶予申請書（第5号様式）に知事が指定する者の証明書添えて、償還期限（分割払の場合の各支払期日を含む。）の30日前

る日までに沿岸漁業改善資金借用証書（第2号様式）を漁協及び香川県信用漁業協同組合連合会（以下「信漁連」という。）を経由して知事に提出しなければならない。

（事業完了報告書）

#### 第9条 略

- 2 借受者は、事業が完了したときは、沿岸漁業改善資金事業完了報告書（第3号様式）に知事が必要と認めた書類を添えて、当該事業が完了した日から20日以内に漁協を経由して知事に提出しなければならない。

#### 第10条 略

（支払の猶予の申請）

第11条 法第10条の規定による償還金の支払の猶予を申請しようとする者は、沿岸漁業改善資金支払猶予申請書（第4号様式）に知事が指定する者の証明書添えて、支払期日の30日前までに漁協及び信漁連を経由して知事に

までに漁協及び信漁連を経由して知事に提出しなければならない。

第14条～第16条 略

第1号様式（第6条関係）

漁業協同組合受付	年	月	日
----------	---	---	---

沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住所  
氏名 (団体にあっては、その  
名称及び代表者の氏名)

香川県沿岸漁業改善資金貸付規則第6条第1項の規定に基づき、経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画を作成したので、沿岸漁業改善資金の貸付資格の認定を申請します。

提出しなければならない。

第12条～第14条 略

第2号様式（第6条関係）  
略

第3号様式（第8条関係）  
略

第4号様式（第9条関係）  
略

第5号様式（第13条関係）  
略

第1号様式（第6条関係）  
略

第2号様式（第8条関係）  
略

第3号様式（第9条関係）  
略

第4号様式（第11条関係）  
略

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。